

# 川崎小学校父母と先生の会 会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

この会は、川崎市立川崎小学校父母と先生の会（略称・川小PTA）という。

### 第2条 (事務所)

この会は、事務所を川崎市川崎区日進町20番地、川崎市立川崎小学校内に置く。

### 第3条 (目的)

この会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

### 第4条 (活動)

この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 民主的教育に対する理解を深め、よい父母よい教職員になるよう努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童青少年の生活を指導する。
3. 児童の生活環境をよくし、その福利厚生をはかる。
4. 公教育費を充実する事に努める。
5. 児童・会員の表彰及び慶弔を行う。
6. その他目的達成に必要な事項。

### 第5条 (方針)

この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童、青少年教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他管理に干渉しない。

## 第2章 会員及び会費

### 第6条 (会員の資格)

この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

1. 川崎市立川崎小学校に在席する児童の父母またはこれに代わる者。
2. 川崎市立川崎小学校の校長及び教職員

### 第7条 (会費)

この会の会員は、会費を納めるものとする。

この会の会費は、総会の承認を得て定める。ただし分納することができる。

#### PTA会費の取り扱いについて

会員の転出時→転出する当月分のPTA会費の徴収は行わず、前月までの徴収とする。（例：4月に転出する場合は、3月分までを徴収）

会員の転入時→転入する当月分のPTA会費の徴収は行わず、翌月からの徴収とする。（例：4月に転入の場合は、5月分からを徴収）

## 第8条（会員の権利義務）

会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

## 第9条（他団体への加入）

この会の会員は、同時に川崎区PTA協議会、川崎市PTA連絡協議会、神奈川県PTA連絡協議会およびPTA全国協議会の会員となる。

# 第3章 経 理

## 第10条（経費）

この会の活動に要する経費は、会費寄付金およびその他の収入によって支弁される。

## 第11条（予算）

この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

## 第12条（決算）

この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

## 第13条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

# 第4章 役 員

## 第14条（定員）

この会の役員は、次のとおりである。会長1名（父母）副会長若干名（父母）書記若干名（父母） 会計若干名（父母）庶務1名(教頭)。

役員は他の役員、会計監査委員、選挙管理委員、役員及び会計監査委員候補者推薦委員を兼ねることができない。

## 第15条（選挙）

役員は、会員の投票により選挙される。選挙の方法は、細則で定める。

## 第16条（任期）

役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる。ただし会長の職にあることが通算して、3年を超えてはならない。

## 第17条（会長の職務）

会長は次の職務を行う。

1. 総会および運営委員会を招集し、会議の議長を推薦する。
2. 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
3. 会を代表して、他団体との連絡、意思の疎通をはかる。
4. 会長は、役員および会計監査委員候補者推薦委員会、選挙管理委員会、および会計監査委員会を除く全ての集会に出席して、意見を述べることができる。

## 第18条（副会長の職務）

副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時には、その職務を代行する。

#### 第19条（書記の職務）

書記は、次の職務を行う。

1. 総会および運営委員会の議長ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信その他書類を保管する。
3. 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

#### 第20条（会計の職務）

会計は、次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 定期総会のつど、会計報告をする。
3. 5月の総会において、会計監査委員の監査を経て、決算報告をする。
4. この会の財産を管理する。
5. 予算の立案について協力する。

#### 第21条（庶務の職務）

庶務は、本会の事務全般の処理を行う。

### 第5章 会計監査委員

#### 第22条（任務と定員）

この会の経理を監査するために、3名の会計監査委員を置く。

#### 第23条（選挙）

会計監査委員は、総会に出席した会員の無記名投票により選挙される。選挙の方法は細則で定める。

#### 第24条（会計監査）

会計監査委員は、年度末に会計監査を行う。その他必要に応じ、臨時に会計監査を行うことができる。

#### 第25条（任期）

会計監査委員の任期は、1年とする。

### 第6章 選挙管理委員

#### 第26条（任務、定員、選挙）

役員および会計監査委員の選挙に関する事務処理をするときには、8名の（父母6、教員2）選挙管理委員を置く。選挙の方法については、細則で定める。

#### 第27条（任期）

選挙管理委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第7章 役員及び会計監査委員候補推薦委員会

### 第28条（任務）

役員及び会計監査委員の候補者を推薦するときは、役員及び会計監査委員候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）を設置する。

### 第29条（定員と選挙）

推薦委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。

### 第30条（任期）

推薦委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

## 第8章 総 会

### 第31条（構成と性格）

総会は、全会員を以って構成され、この会の最高決議機関である。

### 第32条（種別）

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

### 第33条（定期総会）

定期総会は、年度初め（4月または5月）に開催する。

（前年度決算、本年度事業計画、予算の審議承認）

### 第34条（臨時総会）

臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

### 第35条（成立と決議）

1. 総会は、会員の現在数の5分の1以上（委任状を含む）出席しなければ、その議事を開くことができない。
2. 総会の議事は、出席者の過半数で決議する。

## 第9章 運営委員会

### 第36条（構成と任務）

1. 運営委員会は、役員、常置委員会運営チーム、校長及び臨時委員会のある場合は、その運営チームをもって構成する。ただし、各委員からの代理出席も可能とする。
2. 運営委員会は、この規約に定めるもの以外役員、会計監査委員会、推薦委員会、選挙管理委員会、常置委員会及び臨時委員会の権限以外の事務を処理し、かつ常置委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を調整する。
3. 総会に付議される事項以外の重要事項を決議する。

### 第37条（会議）

運営委員会は、年2回以上開くことを原則とする。ただし会長が必要と認めたときまたは構成員の4分の1以上の要求があったときも開催することができる。

### 第38条（成立と議案）

1. 運営委員会は、委員の現在数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き決議することができない。
2. 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

## 第10章 常置委員会及び臨時委員会

### 第39条（常置委員会の任務）

1. この会の活動に必要な事項について、調査研究、立案および実行するために、常置委員会を置く。
2. 常置委員会についての必要な事項は、細則で定める。

### 第40条（臨時委員会）

特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。  
臨時委員会について必要な事項は、細則で定める。

### 第41条（実行）

各常置委員会及び臨時委員会の決議は、運営委員会の承認を得て実行に移される

## 第11章 改 正

### 第42条（規約改正）

この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。ただし改正案は、総会の開催の少なくとも2週間前に、全会員に知らせなければならない。

## 第12章 付 則

### 第43条（細則の制定、改廃）

1. この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て定める。
2. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を時期総会に報告しなければならない。

### 第44条（校長の権限）

校長は、学校管理並びに教育上、常置委員会、臨時委員会、学年懇談会学級懇談会に出席して、意見を述べることができる。

### 第45条（実施）

この規約は、昭和37年1月20日より実施する。  
一部改正は、昭和45年5月26日より実施する。  
一部改正は、平成元年5月10日より実施する。  
一部改正は、平成7年3月10日より実施する。  
8章32条の一部改正は、平成9年4月23日より実施する。  
4章15条の一部改正は、平成10年5月19日より実施する。

- 9章35条の一部改正は、平成14年5月8日より実施する。  
4章14条の一部改正は、平成19年2月28日より実施する。  
4章20条の一部改正・21条の制定は、平成24年5月3日より実施する。  
4章14条の一部改正は、平成27年3月6日より実施する。  
4章14条の一部改正は、平成30年3月2日より実施する。  
一部改正は、令和5年5月8日より実施する。  
一部改正は、令和5年11月28日より実施する。

## 川崎小学校父母と先生の会

### 細 則

#### 第1章 役員、会計監査委員並びに選挙管理委員の選挙並びに就任 第1条

役員、会計監査委員並びに選挙管理委員の選挙並びに就任は、下記の通り行われる。

1. 推薦委員会を、次の方法によって構成する。
  - イ. 父母の中から互選により、若干名の推薦委員を選出する。
  - ロ. 教職員の中から互選により、若干名の推薦委員を選出する。
2. 選挙管理委員を、次の方法によって構成する。
  - イ. 父母の中から互選により、若干名の選挙管理委員を選出する。
  - ロ. 教職員の中から互選により、若干名の選挙管理委員を選出する。
3. 推薦委員並びに選挙管理委員は、年度初め（4月または5月）に選出し、氏名を発表する。
4. 推薦委員は、選挙管理委員になることはできない。
5. 推薦委員会は、各役員並びに会計監査委員別に、選挙の少なくとも15日前までに、選挙管理委員会に届出る。
6. 選挙管理委員は、選挙の少なくとも10日前までに、候補者の氏名、性別、PTAにおける経過を全会員に知らせる。選挙管理委員は、選挙に関するいっさいの事情を取扱う。

7. 立候補者、候補者の追加推薦は、選挙と定める日の5日前までに、選挙管理委員会に対し、一般会員からなすことができる。
8. 候補者の推薦は、推薦委員会によってなされる場合も、前号の場合もその氏名を発表する前に被推薦者の同意を得なければならない。
9. 役員及び会計監査委員は、選挙管理委員会が定める投票の方法により選挙される。ただし、候補者の数が定員と同じ場合は、選挙は行わない。
10. 新たに選出された役員は、決定後次年度の諸計画にあたり、4月1日に就任する。

## 第2条

会長に欠員が生じたときは、副会長の互選により1名が就任する。ただし、これによって生じた副会長の欠員は、補充しない。

## 第3条

会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会が補充する。任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4条

常置委員会として、校外交通委員会、広報委員会、成人委員会を置く。  
必要に応じて臨時委員会を置く。

## 第5条

臨時委員会は、その任務を終えると共に解散する。

## 第6条

1. 各常置委員会及び臨時委員会の委員は、それぞれ各学年の父母の互選で選ぶ。
2. 各常置委員会の委員の任期は、原則として本会規約の第16条（役員任期）に準ずる。
3. 各常置委員会の委員は、他の常置委員会の委員を兼ねることはできない。  
ただし、臨時委員会の委員はこの限りではない。

## 第7条

1. 各常置委員会及び臨時委員会には、運営チーム、連絡チーム他、各常置委員会での役割チームを置く。
2. 各常置委員会及び臨時委員会の運営チームは、運営委員会に出席して所管事項を報告する。

## 第8条

校外交通委員会は、

1. 児童の家庭生活、社会生活並びに児童相互の自主的集団生活の指導をする。
2. 児童の登校、下校の安全を守るために、各地の道路横断の指導にあたる。
3. 諸機関との連絡、陳情にあたる。
4. 交通訓練等の学校行事に対して、側面的な援助をする。
5. 校外交通委員の数は、委員募集時の状況を鑑み決定する。

## 第9条

広報委員会は、

1. 会報を発刊して、全員に配布し、情報の伝達、意見の交換に努める。
2. 広報委員の数は、委員募集時の状況を鑑み決定する。

## 第10条

成人委員会は、

1. すべての会員が一層よい父母、よい教職員となるように自ら努め、互いに磨き合うようにする。
2. 地域社会に対し、この会の教育的な催しに参加する機会を与える。
3. 成人委員の数は、委員募集時の状況を鑑み決定する。

## 第11条

欠員を生じた場合は、所定の手続きによって補充する。

## 第2章 改 正

### 第12条

この細則は、運営委員会において出席の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。ただし、改正案は、運営委員会の少なくとも1週間前に、各構成委員に知らせておかねばならない。

## 第3章 付 則

### 第13条

この細則は、昭和37年1月20日より実施する。

一部改正は、昭和45年5月26日より実施する。

一部改正は、平成元年5月10日より実施する。

一部改正は、平成3年5月8日より実施する。

一部改正は、平成7年3月10日より実施する。

1章1条6項・7項・9項・10項の一部改正は、平成10年10月17日より実施する。

1章1条3項の一部改正は、平成11年1月16日より実施する。

1章10条2項・11条3項の一部改正は、平成14年5月8日より実施する

1章1条2項を改正し、平成15年5月14日より実施する。

1章4条を改正し、平成30年3月2日より実施する。

令和5年度より学年委員会活動休止

令和6年度より成人委員会活動休止

一部改正は、令和6年3月7日より実施する。



## 川崎市立川崎小学校 父母と先生の会 慶弔見舞金規定

### 第1条（目的）

この規定は、川崎市立川崎小学校父母と先生の会の会員の慶弔見舞に関する事項について、定めたものである。

### 第2条（適用範囲）

1. この規定は、原則として川崎市立川崎小学校父母と先生の会の会員に適用する
2. 前項に該当しない者の慶弔見舞金については、校長と役員で協議し、決定する

### 第3条（慶弔見舞金の種類）

1. 結婚祝金
2. 弔慰金
3. 傷病見舞金
4. 災害見舞金

### 第4条（結婚祝金）

1. 金額 5,000円
2. 適用範囲は、会員である教職員に限る。
3. 前項に定める者が結婚した場合は、1項に定めた結婚祝金を支給する。  
また、結婚の当事者がいずれも会員である場合は、1項に定める祝金を各々に支給する。

### 第5条（祝電）

1. 会員である教職員本人が結婚する場合は、父母と先生の会名義で、祝電を発信する。
2. 前項に該当しない事柄については、校長と役員が協議し、決定する。

### 第6条（弔慰金）

1. 会員の死亡、現役員及び運営委員、児童の死亡、会員である教職員またはその家族の死亡については、2項以下である。

#### 2. 会員の死亡

会 員 5,000円

#### 3. 現役員及び運営委員の死亡

役員及び運営委員 5,000円と生花等

#### 4. 児童の死亡

児 童 5,000円と生花等

#### 5. 教職員の死亡

教職員 5,000円と生花等

親（義父母含む） 5,000円と生花等

子 供 5,000円と生花等

6. 2項から5項について、校長名、父母と先生の会会長名でそれぞれ支給する。
7. 2項から4項に該当しない者の弔慰金については、校長と役員で協議し、決定する。

#### 第7条

第4条から第6条での弔慰金について、当該学級の父母である場合、父母同意の上、合同で弔慰の意を表しても差し支えない。

その場合、一人の拠出金は、300円を超えないものとする。

#### 第8条（参列）

1. 会員の死亡に関して役員は、通夜、告別式のいずれかに参列する。また、当該学級の父母全員に連絡する。ただし、通夜、告別式の参列は任意とする。
2. 児童の死亡に際しては、1項に準ずる。
3. 会員である教職員及びその家族の死亡に際しては、1項に準ずる。
4. 1項から3項に該当しない者の参列については、任意とする。

#### 第9条（傷病見舞金）

1. 児童が傷病のため、3週間以上入院の場合は、2,000円相当の物品をお見舞として贈る。
2. 役員、運営委員、会計監査、会員である教職員が傷病のため、3週間以上入院の場合は、2,000円相当の物品をお見舞として贈る。

#### 第10条（災害見舞金）

1. 状況により、校長と役員が協議の上、見舞金を贈る。
2. 金額は、校長と役員が協議の上、決定する。

#### 第11条（役員、運営委員、会計監査の退任）

役員、運営委員、会計監査の退任に際して、特に感謝の意を表したい時は、校長、役員、運営委員が協議の上、記念品を贈呈することができる。

#### 第12条（教職員の離任、退任）

1. 会員である教職員の離任、退任に際しては、離任、退任時にその業績に感謝し、2項に定める餞別を贈る。
2. 2,000円相当の花束と2,000円相当のお菓子等を贈る。

#### 第13条（功労者の慶弔）

本会の活動、学校その他に特別功労があった場合、その貢献度を考慮して、慶弔の意を表する。金額その他については、校長、役員が協議の上、決定する。

#### 第14条（改定）

本規定の改定は、運営委員会の協議で決定する。

(付則)

昭和62年	4月21日	制定
平成4年	10月8日	改定
平成9年	3月12日	第11条改正
平成15年	5月14日	第2・5・8条一部改正
平成27年	3月6日	第6条一部改正
平成30年	3月2日	第12条2改正
令和6年	3月7日	一部改正